

**プレスリリース**

2016年4月25日

金融庁による行政処分について

クレディ・スイス証券株式会社（以下「当社」といいます。）は、本日、金融庁より金融商品取引法第51条に基づく業務改善命令を受けました。

今般の金融庁による行政処分は、去る2016年4月15日に、証券取引等監視委員会が当社への通常検査の結果に基づき発表した処分勧告を受けて行われたものとなります。なお、当該勧告においては、当社の株式調査部について法人関係情報の取扱いに不備がある状況、および法人関係情報を提供した勧誘の事実が指摘されております。

当社は、お客様、関係各位に多大なるご心配とご迷惑をおかけしましたことをお詫び申し上げます。

当社は、この度の業務改善命令を真摯に受け止め、同様事案の再発防止を徹底するために適切な措置を講じてまいります。

クレディ・スイスは、日本市場に深くコミットしており、日本における事業を適切なコンプライアンス態勢を確立した上で成長させていくために、引き続き最大限努力してまいります。